道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十三号

道路交通法の一部を改正する法律

（道路交通法の一部改正）

第一条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条の十」を「第六十三条の十一」に改める。

第十七条の二第一項中「除き、」の下に「道路の左側部分に設けられた」を加える。

第五十一条の三の付記、第五十一条の十二の付記及び第五十一条の十五の付記中「第百十七条の四第一号」を「第百十七条の四」に改める。

第三章第十三節中第六十三条の十を第六十三条の十一とし、第六十三条の九の次に次の一条を加える。

（自転車の検査等）

第六十三条の十　警察官は、前条第一項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査をすることができる。

2　前項の場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によつては必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第八号の三　第二項については第百二十条第一項第八号の四）

第六十四条の見出し中「無免許運転」を「無免許運転等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　何人も、前項の規定に違反して自動車又は原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、自動車又は原動機付自転車を提供してはならない。

3　何人も、自動車（道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項において同じ。）又は原動機付自転車の運転者が第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと（第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されていることを含む。）を知りながら、当該運転者に対し、当該自動車又は原動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する自動車又は原動機付自転車に同乗してはならない。

第六十四条の付記を次のように改める。

（罰則　第一項については第百十七条の二の二第一号　第二項については第百十七条の二の二第二号　第三項については第百十七条の三の二第一号）

第六十五条第四項中「道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「」及び「」という。）」を削り、「第百十七条の二の二第四号及び第百十七条の三の二第二号」を「第百十七条の二の二第六号及び第百十七条の三の二第三号」に改め、同条の付記中「第百十七条の二の二第一号」を「第百十七条の二の二第三号」に、「第百十七条の二の二第二号」を「第百十七条の二の二第四号」に、「第百十七条の二の二第三号、第百十七条の三の二第一号」を「第百十七条の二の二第五号、第百十七条の三の二第二号」に、「第百十七条の二の二第四号、第百十七条の三の二第二号」を「第百十七条の二の二第六号、第百十七条の三の二第三号」に改める。

第六十六条の付記中「第百十七条の二の二第五号」を「第百十七条の二の二第七号」に改める。

第六十七条第一項、第二項及び第四項中「第六十四条」を「第六十四条第一項」に改める。

第七十五条の付記中「第百十七条の四第三号」を「第百十七条の二の二第八号」に、「第百十七条の二の二第六号」を「第百十七条の二の二第九号」に、「第百十七条の二の二第七号」を「第百十七条の二の二第十号」に改める。

第九十九条の二第四項第二号ハ中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」に改め、同号ニ中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」に、「禁錮」を「禁錮（こ）」に改める。

第百三条の二第一項第二号中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の二の二第一号」に改め、同項第三号中「第百十七条の二の二第一号若しくは第五号」を「第百十七条の二の二第三号若しくは第七号」に改める。

第百七条の二中「第六十四条」を「第六十四条第一項」に、「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の二の二第一号」に改める。

第百八条の付記及び第百八条の二の付記中「第百十七条の四第一号」を「第百十七条の四」に改める。

第百十七条の二の二第七号を同条第十号とし、同条第六号中「第一号」を「第三号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号の規定に違反した者

第百十七条の二の二中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　法令の規定による運転の免許を受けている者（第百七条の二の規定により国際運転免許証等で自動車等を運転することができることとされている者を含む。）でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）又は国際運転免許証等を所持しないで（第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当している場合又は本邦に上陸をした日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む。）運転した者

二　第六十四条（無免許運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該自動車又は原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該自動車又は原動機付自転車を運転した場合に限る。）

第百十七条の二の二に次の一号を加える。

十一　偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

第百十七条の三の二第二号中「第百十七条の二の二第一号」を「第百十七条の二の二第三号」に、「同条第四号」を「同条第六号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第百十七条の二の二第一号」を「第百十七条の二の二第三号」に、「同条第三号」を「同条第五号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第六十四条（無免許運転等の禁止）第三項の規定に違反した者

第百十七条の四を次のように改める。

第百十七条の四　第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十一条の十二（放置車両確認機関）第六項、第五十一条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項、第百八条（免許関係事務の委託）第二項又は第百八条の二（講習）第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。